

○議事日程 (平成二十六年九月十九日第三日)

日程第一	会議録署名議員の指名		
日程第二	諸般の報告		
日程第三	平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定について	日程第十三	議案第四十七号 療特別会計歳入歳出決算認定について 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第四	平成二十五年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十四	議案第四十八号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第五	平成二十五年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十五	議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第六	平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十六	議案第五十号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第二号)
日程第七	平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十七	議案第五十一号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
日程第八	平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十八	議案第五十二号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算(第一号)
日程第九	平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十九	議案第五十三号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)
日程第十	平成二十五年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十	議案第五十四号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)
日程第十一	平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十一	請願第一号 規制改革案に関する請願書
日程第十二	平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十二	発議第二号 「手話言語法」制定を求める意見

(追加日程)

見書について

日程第一 発議第三号 規制改革案に関する意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

一 番 岩永義仁

二 番 長澤龍夫

三 番 大橋三男

四 番 三田正敏

五 番 吉田太郎

六 番 早崎百合子

七 番 野村永一

八 番 田中敏弘

九 番 松永民夫

十 番 皆川雅子

十一番 中村辰夫

十二番 水谷久美子

十三番 岩瀬進

○欠席議員

十二番 岩瀬進

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

副町 町 長 長 西脇正博 大橋孝

兼 教育委員長 並河清次

兼 教育委員会事務局長 問山孝通

兼 総務部長 田中信行

兼 総務部総務課長 田中隆

兼 総務課長 田中隆

兼 企画政策課長 渡邊章博

兼 総務部税務課長 日比重喜

兼 住民福祉部長 佐藤嘉但

兼 住民福祉課長 佐藤嘉但

兼 健康福祉課長 野村博治

兼 住民福祉部 佐藤昌子

兼 生活環境課長 佐藤昌子

兼 産業建設部長 柏渕裕昭

兼 産業建設部 川地豊己

兼 農林振興課長 川地豊己

兼 産業建設部 山中秀樹

兼 産業建設課長 山中秀樹

兼 産業建設課長 伊藤博文

兼 水道建設部長 高木久之

兼 会計管理者 加藤敏博

兼 教育委員課長 加藤敏博

兼 教育委員課長 松岡弘泰

兼 教育委員課長 松岡弘泰

兼 生涯学習課長 久保寺利明

教育委員会 伊藤 公一
スポーツ振興課長
消防 長 堀田 明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 西脇 和信
議会議務局書記 稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) 平成二十六年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部の各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

――「町民憲章」朗唱――

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十二番 岩瀬進君より、病氣療養中のため欠席の通告がありました。

また、議会改革特別委員会による試験的に議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成二十六年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則百二十七条の規定により、二番 長澤龍夫君、三番 大橋三男君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生委員会及び産業建設委員会、並びに決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、認定第二号 平成二十五

年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十二、認定第十一号 平成二十五年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題として上程いたします。

この十議案は、決算特別委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長(水谷久美子君) それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

去る九月十一日・十二日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十五年度一般会計及び九件の特別会計の歳入歳出決算認定について、審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第九十八条第一項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類などの資料の提出を求め、議会

において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかなどを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、町税は滞納繰越額が減少しており、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料などの不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性などの確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第二号 平成二十五年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、過去四年間の清華苑の利用率の推移についての問いに対しては、平成二十四年度以前は使用料横領事件を加味していないが、町全体の葬儀に占める清華苑の利用率としては、平成二十五年度が六十一・六％、平成二十四年が六十九・六％、平成二十三年が六二％、平成二十二年が八五％であるという回答でありました。

次に、コンビニ収納の額と取扱手数料についての問いに対しては、収納額については二億六千九百四十五万円、取扱手数料については、一件当たり五十九円で、合計で八十一万五千円という回答でありました。

次に、中学校費に生じた補正予算額と繰越明許費、不用額の理由についての問いに対しては、補正予算額については、東部中学校の第二期工事及び高田中学校管理棟の耐震改修工事を補正増したため、なお、国の補正予算が十二月末に成立し、県の内定が一月末にあり、交付決定が二月末にあったため、工事は二十六年度

に繰り越して行う。

繰越明許費については、二十四年度に補正増した高田中学校の図書室棟の改修工事及び東部中学校の第一期工事を二十五年度に繰り越して行ったため。

不用額については、高田中学校の第二期実施設計及び管理棟の耐震補強計画などの委託料の請負差金として三百七十八万五百円と、高田中学校図書室棟の耐震工事及び東部中学校の第一期工事の入札差金として四千七百五十四万七千円が生じたためという回答でありました。

次に、南濃清掃センターの焼却炉の跡地利用の方法についての問いに対しては、具体的な利用方法は白紙状態であるが、今後、売却も視野に入れ、南濃衛生利用事務組合議会へ提言していくという回答でありました。

次に、今後の区長手当算出方法の見直しについての問いに対しては、現在、近隣市町の状況を調査中であり、まとめ次第、見直しを含め検討していくという回答でありました。

次に、隣保館費の各種団体活動助成金として、予算流用して支出した理由についての問いに対しては、当初、各種団体活動助成金は全廃する予定であったが、担当部署のある団体への説明不足があり、話し合いをして、二十八年度までに段階的に廃止することとしたため。なお、他団体との公平性に欠けているとは考えているが、団体の事業を考慮して決めたことであるという回答でありました。

次に、住民一人当たりの基金現在高及び地方債現在高、また、前年度との増減についての問いに対しては、住民一人当たり基金現在高については、二十五年度が七万円であり、二十四年度が六万七千円であったため、三千円の増。住民一人当たり地方債現在

高については、二十五年度が二十八万九千円であり、二十四年度が二十七万四千円であったため、一万五千円の増という回答でありました。

次に、オンデマンドバスの運行日誌などの整備状況と、委託料支払い時の検査方法についての問いに対しては、運行日誌などの整備については、現在資料をまとめ、台帳を作成しているので、でき次第議会へ報告したい。

委託料支払い時の検査方法については、運転手が毎日つけている運行記録により確認しているという回答でありました。

なお、委託料支払い時の検査方法については、書類上の確認だけではなく、本当に運行記録どおりに走ったかをあらゆる方法で検査してほしいという要望がありました。

次に、オンデマンドバスの予約方法の見直しについての問いに対しては、現在、休日明けや朝の予約電話の混雑状況をまとめており、電話受け付け以外にも、担当部署にて数日前の予約を受け付ける方法を検討しているという回答でありました。

次に、オンデマンドバスの乗車率についての問いに対しては、朝は乗車率が高くなることもあるが、平均するとかなり低く、乗車人数では、七割近くが一人か二人であるという回答でありました。

次に、オンデマンドバスを毎週利用している人は百四十六人であるが、費用は年四千万円ほどかかるという町の認識についての問いに対しては、一人当たりの金額はかなり多いと認識しているが、今後高齢化が進むにつれ、交通システムの基軸の一つになるものと考えているという回答でありました。

なお、福祉バスのイメージが強いので、誰でも使えることをもっと普及啓発してほしいという要望がありました。

次に、予防接種事業の不用額の理由についての問いに対しては、子宮頸がんワクチンについては、当初予算では六百十人を見込んでいたが、昨年六月に国から積極的な勧奨を控えるよう通達があり、実績として百六十四人であったためという回答でありました。

なお、道路橋梁維持費や道路橋梁新設改良費について、不用額が目立つため、少しでも減らす努力をしてほしいという要望がありました。

次に、窓口業務を外部委託する町長提案の内容についての問いに対しては、実際に窓口業務を民間会社に委託している自治体があり、決められた業務であれば外部委託も可能ではないかと考え、現在、実施市町などを調査している。また、専門的な業務にも対応でき、守秘義務を守れる民間会社であれば、経費節減とともに住民サービスの向上にもなるという回答でありました。

なお、人員不足により本町の職員が疲弊しているようにも見受けられるので、迅速に対応するよう要望がありました。

次に、アーカイブ事業の実績についての問いに対しては、ウェブ上に博物館をつくるという構想をもとに、二十一年度よりホームページを作成し、維持管理をしており、補助金総額約三億四千万円の半額を人件費に、残りの半分をホームページに関する資料整理や維持管理に充てている。また、資料整理をする過程で、町の貴重な古文書や文化財が保存できている。

なお、今後はスマートフォンで施設めぐりができるようコース設定することも検討しているという回答でありました。

なお、業者丸投げとも思われる点があるので、次年度以降も注視したいとの意見がありました。

次に、ゆせんの里の調査について、二十三年度に「一三〇〇年プロジェクト事業」としてコンサルタントに委託し、経営状況調

査報告書を受けているにもかかわらず、二十五年度に「養老改元一三〇〇年プロジェクト事業養老の郷づくり推進体制等構築事業」として事業名を変え、再度コンサルタントに委託した意図についての問いに対しては、二十三年度の調査については、温泉施設を買収してほしいという要望があったため、鑑定評価を主眼としたものであり、二十五年度の調査については、まちづくり構想の一環として、温泉施設などの付近一帯を含めた有効活用を念頭に置いたものという回答でありました。

次に、ゆせんの里の経営状況調査報告書には、二十五年八月時点で、温泉の有効活用の検討は終了すると記述されていたにもかかわらず、二十六年二月の議会全員協議会での中間報告資料には、温泉を活用する旨の記述があった理由についての問いに対しては、温泉施設の検討は一時中断したが、やはり活用できるところがあると考えたためという回答でありました。

次に、同報告書には、ゆせんの里に関しては経営に参画すべきではないと記述されていることへの見解についての問いに対しては、養老の郷づくりの全体構想がきちんと定まっていないうため、その点を考慮し、温泉施設の有効活用を含めて検討しているという回答でありました。

次に、同報告書には、二十三年度末時点で、第三セクターは購入すべきではないと記述されていたにもかかわらず、昨年度、町は第三セクター設立を積極的に進めようとしていた理由についての問いに対しては、コンサルという第三セクターとは、自治体が赤字を補填するための法人のことであるが、そうではなく、昨年度町が提案した第三セクターとは、積極的に民間活用をする中で、町も幾らかの参画をして、まちを活性化させるための法人のことである。

なお、国交省もこのような民間活用を盛んに言っており、成功例も出てきているという回答でありました。

次に、法人町民税について、不納欠損の件数とその理由、今後の取り組みは。また、軽自動車について、廃車手続がされず不納欠損となることについての問いに対しては、法人町民税の不納欠損の件数は十九件であり、現存する会社であっても現場を確認し、休眠中であったため。また、今後の取り組みとして、督促状は随時送付しているが、今年度は滞納処分を予定している。

軽自動車の廃車手続がされず不納欠損になることについては、廃車手続などの啓発に努めたいという回答でありました。

なお、納税相談室という専門の窓口を設置してもらえよう要望しました。

次に、各種団体補助金について、事業費補助申請時の見込み金額より、実績金額のほうが少なかった場合、来年度予算の算出方法についての問いに対しては、事業計画どおりにきちっと実施すれば補助金が余ることはないはずであるが、安く購入できたなどの理由により余った場合は、来年度予算の事業費を切り詰めてもらう必要はないという回答でありました。

次に、体育委員の活動内容と、今後の町からの働きかけについての問いに対しては、体育委員は体育振興会として、各地域の歩け歩け大会や各地区の町民運動会に協力しており、公民館を主体とした活動をしている。今後の町からの働きかけとしては、いろいろな事業を実施している体育振興会を、他の地区の体育振興会に補助金の使い方などを紹介していきたいという回答でありました。

次に、特別会計について御報告いたします。

認定第三号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

収納率が前年度比三・五二%上昇した要因についての問いに対しては、差し押さえを三百二十一万円実施し、徴収に努力したことが一因と考えているという回答でありました。

次に、徴収一元化の進捗状況についての問いに対しては、庁舎内で議論を重ね、全てを一元化するのは難しいところはあるが、現在その方法を検討しているという回答でありました。

なお、一元化されない債権は、担当窓口がばらばらになるので、各課が情報を共有できる方法も検討するよう要望がありました。

次に、認定第四号 平成二十五年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

西部簡易水道の公債費の支払期間と基金残高、上水道加入への取り組みについての問いに対しては、公債費の支払い期間は十七年までで、金額は毎年同額の四十六万八千六百二十円である。基金残高は三千七百万円ほど。

上水道加入に向けての取り組みとして、上水道料金に近づけるため、現在、西部簡易水道組合総代会にて、二十七年から具体的な水道料金の値上げを協議しており、予定としては十二月定例会に諮りたい。なお、上水道加入の目標年度は、まだ地元と協議できていないため、今後の進め方について組合と協議したいという回答でありました。

なお、現在の水道施設の状態についても、十分に検討してもらえるよう要望がありました。

次に、認定第五号 平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。予算額より収入額がふえた理由についての問いに対しては、年々処理頭数が減っている状況を踏まえ、二十五年度予算は大動

物、中動物の処理頭数を前年度実績より減らして見積もったが、実績はそこまで減らなかったためという回答でありました。

なお、経費節減をさらに徹底するよう要望がありました。

次に、認定第六号 平成二十五年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

収入未済額に対する取り組み状況についての問いに対しては、滞納者四十五人のうち、相続関係や所在不明である者を除く三十四人に、今年七月催告書を発送し、そのうち九人と面談を行い、六人が分納誓約をしている。催告書を発送しても連絡がない二十五人には、今週初めに内容証明郵便を発送しており、それでも連絡がない場合は弁護士に回収を依頼するという回答でありました。

次に、認定第七号 平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

区域全体の対象世帯数と接続済みの世帯数、下水道接続率、前年比増加率、滞納者への対応についての問いに対しては、対象世帯は二千六百八十五世帯、人口では七千五百五十八人、接続済みの世帯は一千六百七十五世帯、人口では五千二百五十三人であるため、接続率は六十九・五%であり、前年比増加率は三・一三%の増。滞納者への対策は、少額滞納者には通知文書を発送し、また多額滞納者には未納通知書を発送して誓約書を書いてもらい、それでも納まらない場合は、上水道の給水停止予告、給水停止通知、給水執行通知と段階を追っておくという回答でありました。

なお、加入分担金を払わずに下水道を使用している者はいないかを調査の上、対策を講ずるよう要望がありました。

井戸水を利用している場合の認定人数の把握の仕方についての問いに対しては、本人の申請により、実際に住んでいる人数を把握しており、家族構成に変化があった場合は届け出が必要になる

ことを説明しているという回答でありました。

なお、家族構成に変化があった場合は、届け出が必要にあることを広報で周知する要望がありました。

高度処理合併浄化槽への町の上乗せ補助の検討についての問いに対しては、二十六年と二十七年にかけて、町の下水道計画を見直す予定であるため、その中で検討したいという回答でありました。

なお、上乗せ補助は、設置費用だけでなく、毎月の管理費用にも差が生じていることを念頭に置いて検討してもらえようという要望がありました。

次に、認定第八号 平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

区域外の周辺住民にも加入を呼びかけて、利用者をふやす提案についての問いに対しては、供用範囲を拡大する費用や、周辺地域が既に合併浄化槽を利用している状況、補助金により事業を開始した経緯を考えると、不可能である。なお、二十六年と二十七年にかけて町の下水道計画を見直す予定であるため、その中で方向を検討したいという回答でありました。

次に、認定第九号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

本町の認定傾向は、収支の状況についての問いに対しては、本町の認定傾向は、認定数が年々増加し、特に重度の認定者がふえている。収支の状況は、認定数の増加や重度化に伴い、介護給付費の増加につながっている。なお、現在、第六期介護保険事業計画を策定中であるため、保険料は、今後計画に盛り込まれる施設整備により、給付費見込み額と基金取り崩し額などのバランスを見ながら、第六期（二十七年）から二十九年（）の保険料を算

定したいという回答でありました。

特別養護老人ホームの待機人数についての問いに対しては、白鶴荘の待機人数は二百五人で、町外の施設を含めると二百六十人ほどであるという回答でありました。

次に、認定第十号 平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第十一号 平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付された合計十件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑・討論を経て採決の結果、認定第二号から認定第四号まで及び認定第六号から認定第十一号までの九議案は挙手全員により、また認定第五号は挙手多数により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次討論及び採決を行います。

最初に、日程第三、認定第二号 平成二十五年養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第四、認定第三号 平成二十五年養老町国民健康

保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第五、認定第四号 平成二十五年養老町簡易水道

特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第六、認定第五号 平成二十五年養老町立食肉事

業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第七、認定第六号 平成二十五年養老町住宅新築

資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第八、認定第七号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第九、認定第八号 平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十、認定第九号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十一、認定第十号 平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十二、認定第十一号 平成二十五年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、議案第四十七号から日程第十五、議案第四十九号までの三議案については一括議題といたします。

この三議案は、総務民生委員会に付託し審査されましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 三田正敏君。

○総務民生委員長（三田正敏君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る九月十六日午後一時三十分より、欠席委員一名を除く各委員及び議長、並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定三件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、一、当町の待機児童の有無についての問いに対しては、平成二十六年四月現在、町内保育園の定員七百六十人に対し、入園が七百七名であり、保育に欠ける乳幼児は全員が入園できているという回答でありました。

二、当町で小規模保育型事業所の有無についての問いに対しては、町内には、現在該当する事業所はないという回答でありました。

三、町子ども・子育て会議での指摘事項についての問いに対しては、指摘事項等は特になかった。なお、当条例は国が示す基準に基づいて策定されているという回答でありました。

四、第五条四項の外部の者による評価の詳細についての問いに對しましては、国の基準の詳細がまだ示されておらず未定であるが、恐らくは第三者機関のようなところに評価を求めるのではないかと回答でありました。

五、民間の家庭的保育事業所が町内に参入する予想についての問いにしましては、当事業所が町内に新たにできる予測はないが、近隣市町には数カ所あるため、広域保育として利用できるという

回答でありました。

次に、議案第四十八号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに
関しましては、一、町子ども・子育て会議での認定子ども園に関する議論の内容についての問いに對しましては、各地域での認定子ども園のあり方について議論したが、公立の幼稚園と保育園がある地域は、公立の認定子ども園にしたいという希望があり、私立の保育園がある地域は、私立が教育部門を担えるのであれば、私立に統合した認定子ども園にしたいという希望があった。なお、この内容は子ども・子育て支援経過に織り込んでいきたいという回答でありました。

二、各園長の意思統一についての問い對しましては、子ども・子育て会議では、現在、公立幼稚園に對しての説明しかしておらず、私立に對しましては今後説明をする予定のため、意思統一はされていない。なお、幼稚園園長会議では各園長に説明しており、その内容としては、養北は幼保連携型認定子ども園にし、広幡は既に一体化しているもので、そのまま認定子ども園に移行し、日吉は公立の幼稚園と保育園があるので公立の認定子ども園にするが、残りの四つについては私立保育園があるため、引き受けてもらえるのであれば私立認定子ども園もあり得るといふ回答でありました。

三、町として認定子ども園を取り入れる際の注意事項についての問いに對しましては、当町の幼稚園は五歳児のみが入園でき、また、養老幼稚園を除き、小学校に隣接した環境の中で、幼小連携教育を徹底しているため、それが崩されないように注意したい。なお、当町では幼稚園教諭でも、保育にかかわらざるを得ない状況にあるため、望ましい状況に近づけていきたいという回答であ

りました。

四、幼稚園・保育園の人事面での問題点についての問いに對しましては、幼稚園と保育園の勤務時間の違いによる人事面での問題があり、なるべく積極的な人事交流を進めるようにしているが、認定子ども園になればそのような問題は解消される。なお、職員の不平等不満ではなく、子供や親のためにどう変わるかという観点で考えなければならぬと考えるという回答でありました。

次に、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに對しましては、一、指導員に有資格者を確保する方法についての問いに對しましては、第十条第三項の資格要件については、附則で経過措置をうたっているため、それに基づいて資格を備えた方を採用したい。現指導員四十三人のうち有資格者は十一名であるが、同項第九号の二年以上の経験者に該当する者は三十八名であるという回答でありました。

面積要件の適用状況についての問いに對しましては、面積要件は全て備えているという回答でありました。

三、留守家庭について、小学校六年生までの引き上げ時期についての問いに對しましては、指導員の確保と施設スペース確保の問題があるので、現行の小学校三年生から、来年度は四年生まで引き上げができないか検討している。なお、将来的には、国の基準に合うようにしていきたいという回答でありました。

以上、審査に付されました条例の制定三件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過、並びに結果報告といたします。終わります。

○議長（松永民夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次討論及び採決を行います。

まず日程第十三、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十四、議案第四十八号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

この本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十五、議案第四十九号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第五十号から日程第二十、議案第五十四号の五議案は、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

最初に、日程第十六、議案第五十号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 二点についてお聞きしたいと思います。

まず一点につきましては、この東海地方では、中部電力しか電気会社はないと思っておりますが、電気設備会社の変更という形でお聞きして、委託料のほうが増額になっております。これについては、どのどういう会社に委託するのか。それから、当然安いからそこへ委託するんだと思うんですけど、それについて、事業費、光熱日が恐らく安くなると思われるんですけど、そこで補正減がないと、この辺について担当課長からお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

もう一点につきましては、プレミアム商品券二十万と少額な補正が新たにされました。本当に住民からもこの要望についてはやっていたきたいということも聞いておりますが、額が少ないです。総額でどれくらい発行されるのか。また前年度二十五年度では、一人当たり十万円が限度とされておりましたが、その辺の詳細について、担当課長からお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 長澤議員の御質問にお答えいたします。

新電力とはでございますが、電力の小売は電気事業法によりまして、参入規制により地域の電力会社である、このあたりでいいますと中部電力など、一般電気事業者が独占してきた形になっております。電力小売市場の段階的な自由化の拡大による規制緩和

に伴い、新規加入が認められるようになりました。このような会社が、新電力と申すわけでございますが、新電力は契約電力が五十キロ以上の需要家に対して、中電等有する電線路を通じ電力供給を行います特別高圧及び高圧（五十キロワット以上）の契約電力であれば、中部電力などの一般電気事業者から新電力へ切りかえることが、今の段階でなっております。

そこで、直接新電力と契約を結ぶことに今後なるわけでございますが、実際には新電力会社において五百キロワット以上の規模な施設しか新電力が行うためには基本的にはメリットが小さいので、先ほども申しました五百キロ以下の養老町等の施設については、対象としない企業がほとんどでございます。

そこで養老町といたしましては、新電力と契約をするに当たりましたは、エネルギーサービスプロバイダー業務を扱う別会社がございます。この業者を介しますことによりまして、この業者は新電力会社に対しまして、切りかえに伴う業務を行ったり、それから新電力会社と契約交渉等を町のかわりにしていただくというような会社でございますので、養老町においては、このエネルギーサービスプロバイダー業務を扱う会社と契約して、新電力のほうへ移行する形が今回の補正内容となります。このエネルギーサービスプロバイダー業務を行う会社の委託料が、今回補正をして、上げさせていただいている委託料となっております。

それで、まず予定している新電力会社でございますが、株式会社エネットと申しまして、N T Tの子会社であるN T Tファシリティーズ、それから東京ガス、大阪ガスによる共同出資会社でございます。新電力としては全国シェア五十％でございます。全国的に申しますと、岐阜県庁を初め、国や全国の都道府県庁等、主要な公共施設の電力供給を行っており、中部電力管内では、千

七百件以上、全国で民間を含め一万七千件以上の実績がございます。

それから、先ほど申しましたエネルギーサービスプロバイダー業者でございますが、これは予定している会社を株式会社エネリンクと申しまして、近隣では海津市、安八町、輪之内町と、県内で十九市町の公共施設の切りかえを行い、また全国では民間施設を含め千八百件以上の施設の切りかえ実績がございます。実際には、このプロバイダー会社を通じて新電力と契約するという、多少複雑な形になってございます。

電気料の御説明をさせていただきますと、実際には年間で町の電気料は、約七百八十万円ほどの減額になると思っておりますが、先ほど申しましたエネリンクとの業務委託契約がございまして、これがこの約七百八十万円の三十八%ぐらいに当たる約三百万円が年間の委託料になりますので、実質的には四百八十万円ほどが今の電気料から削減というような形になると思っておりますが、このたびこの新電力へ移行する、四百八十万円減額になるということを抑えまして、新電力のほうへ移行していきたいと願っているところでございます。

この四百八十万円ほどは年間でございまして、二十六年年度については約半額の二百四十万円ほどの減額になると思っておりますが、庁舎管理の建設課におきましては、電気料が確定する三月の議会のほうで補正減とか、そういう形にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 山中商工観光課長、答弁。

○産業建設部商工観光課長（山中秀樹君） それでは、商工費の關係で長澤議員の質問にお答えいたします。

十五ページにあります補正の關係でございしますが、商工費で地

域活性化推進対策費事業費二百七十万円を計上させていただきます。これについての御質問と思っておりますが、まず補正の内訳でございますが、これは養老町商工会が消費購買力を地元商店に取り戻し、また消費を喚起することにより、地域経済の振興、活性化を図ることを目的として発行する、いわゆるプレミアム付商品券の経費の一部を補助するものであります。そのために今回計上させていただきます。

補助率は養老町の商工業振興対策補助金交付規則にのっとりまして、プレミアム分の九割と規定されておりますので、その九割分がいわゆる二百七十万ということになります。

商工会さんのほうから計画書というものが出ておりますので、概略をちよつと説明させていただきたいと思っております。

今回は一セット一万一千円分の券を一万円で販売いたします。三千セットを販売する予定で計画されております。額面総額は三千三百万円の事業でありまして、そのうちの三百万円分がいわゆるプレミアム分となります。

商品券の額面は一枚千円ですが、町内小売店のみ利用可能な専用券四枚と、大型店でも利用可能な共通券七枚の合計十一枚を一セットとし、一人上限を五口まで、五セットまでの五万円を上限とされております。

それから、販売は完全予約制と承っております。予約期間は十月一日から十四日まで、販売期間は十月十五日から三十一日までとなっております。有効期間は、今回は発売日から四カ月と聞いております。また、購入対象者は、町内外を問わず一般消費者とされておるようです。

この補正といえますか、計上に至る経緯でございますが、実は皆様御承知であると思っておりますが、この事業につきましては、平成

二十一年度から二十五年までの、二十三年度は除きますが四年間実施してまいりました。養老町補助金の見直しの視点及び交付に関する基準では、補助期間は四年以内と定めておりまして、改めて交付するには、いわゆるばらまきのものにならないような、あるいは特徴のあるものであったり、または独自性を持ったものの検討が必要といった観点から、町としましては、商工会に見直しをお願いしておりました。今年度当初予算への計上は一旦見送りをさせていただきました。しかし世間では、いわゆる景気というものは幾分回復の兆しを見せてはおるものの、燃料価格の上昇など、あるいは物価の上昇等もあるんですが、小規模事業者にはまだまだ景気の底冷え感はない状態にあるのが現状であります。また、個人消費は穏やかに持ち直してはいるものの、ことし四月からの消費税の引き上げによる影響は、まだまだ一部に多く見られます。さらに夏場以降には回復すると見込まれておりますが、政府等の予想に反しまして、七月から八月の長雨といいますか、大雨等による天候不順によりまして、消費に非常に大きな悪循環を与えておる状況であります。

町商工会はもとより、役場担当課へも、商店や住民からの景気対策について問い合わせ、あるいは改善等が多く寄せられております。そういった中、商工会さんからもぜひともなかなか持ち直されない消費回復のために、プレミアム商品券の再発行といえますか、再度交付をしたいと。今年度も実施したいというような要望が出されましたので、町としましていろいろな要件等、あるいは先ほど申し上げたような経済情勢等も勘案しまして、消費購買力を町内商店に取り戻し、消費を喚起することにより地域経済の底上げを行うといったことは必要だと判断しまして、それと、期限つきの商品券でありますので、短期間に消費者が消費すると

いうのは確実でございます。また、これが地域経済の振興活性化につながるものと考えておりますので、そういったようなことから、今回補正をさせていただいたということでございますので、よろしく審議のほうお願いいたします。以上でございます。

○議長（松永民夫君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君）

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君）

三点で質疑をさせていただきます。

まず十三ページ下段の、総務費一目の一般管理費の委託料、情報公開個人情報保護事業についてであります。これは税と社会保障の個人情報を一括管理するシステムの改修というふうに承知しておりますが、このマイナンバー制を導入するメリット及びデメリットについて、どういう見解を持っておられるのかお尋ねたいというふうに思います。

二点目は、十四ページ上段の民生費、一目児童福祉総務費の保育緊急確保事業ですが、提案説明では保育士の処遇改善、あるいは保育士の確保というふうですが、これは私立を対象にしておられるということですが、公立は対象にならないのか。また、処遇及び人数確保について、具体的にどういった内容を含むのかお尋ねたいと思います。

最後に、消防の関係ですけれども、二名の消防士の事故によって、災害補償費が計上されているわけですが、いつどこで、どのような状況でこの災害に見舞われたのか、また仕事に対する支障はなかったのか、現在、完治しておられるのか、その点について伺います。

○議長（松永民夫君）

田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中信用君）

水谷議員の質問にお答えいたし

ます。

先ほどの御質問でございますが、一つ確認させていただきたいんですが、制度導入のメリット・デメリットということでございましょうか。それとも、この補正予算に上げた分のメリット・デメリットということございましょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 水谷議員。

○十三番（水谷久美子君） 前者です。

○総務部総務課長（田中信行君） 制度そのもののメリット・デメリットということでございますが、まずこの補正予算に上げておきますのは、マイナンバー制度導入に伴いまして、個人情報保護制度再構築の支援業務ということで、現在の個人情報取り扱い事務の洗い出しとか、そういったものの委託でございまして、マイナンバー法導入に伴うシステムの改修経費ではございませんのでよろしく願いたいと思います。

メリットということでございますけれども、こちらのほうにつきましましては、国の制度というようなことで導入がされるといふことで、番号制度については、複数の機関に存在する個人の情報を、同一の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するための社会基盤であり、効果としては、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付等負担の公平化が図られる。大災害時における真に手を差し伸べる者に対する積極的な支援に活用できる。真に手を差し伸べるべき者を見つめることが可能となるなど、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られると思っておりますのでよろしく願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

民生費の児童福祉費の総務費の中の保育緊急確保事業でございます。この事業につきましては、今年度も議員がおっしゃられましたとおり、いただきましたが、今年度も議員がおっしゃられましたとおり、保育士等処遇改善臨時特例事業ということで、この事業の内容としましては、保育士等の賃金改善に要する費用に充てる資金ということ、この資金は私立のみの交付でございます。

それから、この交付金の、今回七百九十二万三千円を補正したわけでございますが、その内訳としましては、事業費として八万円。いわゆるこれは事務費でございます。それと、私立の保育所に交付いたします十九節負担金でございます。負担金が七百八十四万三千円となっております。この内容につきましては、要綱に基づきまして算出をしておりますが、いわゆる四月と十月の基準日における子供の年齢区分別の人数を単価表から拾いました単価に基づいて掛け合わせて出した数字でございます。保育園によっては加算等がございますが、そういったものを計算しまして、負担金として私立の保育所に七百八十四万三千円を交付するものがございます。以上です。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 水谷議員の質問に答えたいと思います。よろしく願います。

二名の消防隊員のけがをされた日時等での御質問だったと思いますので回答させていただきます。

まず一名の方でございますけど、診断名でございますけど、右腕三頭筋挫傷ということで、公務災害にさせていただいており

ます。

発生日時でございますけど、平成二十六年四月八日火曜日午後九時三十分ごろでございます。発生場所といたしましては、橋爪地内の器具庫の隣というような形で聞いております。これにつきましては、消防操法訓練の関係で練習をしていたんですけど、そこでホースの展長などをしていたときに、右前腕部に違和感を覚えられたということで、分団長さんのほうから私のほうにお話をいただきましたまして、四月九日に本人と分団長さんにお話を聞きまして、病院のほうに行ったらということで勧めました。その後、公務災害基金のほうに連絡をとりまして、公務災害になるんではないのかということで問い合わせたところ、公務災害になるということで、公務災害にさせていただきます。治療をさせていただきます。

この方につきましては、現在完治しており、現場のほうにも復帰しております。会社のほうの欠勤なんかもなかったとは聞いております。

あともう一名でございますけど、診断名でございますけど、左内側半月板断裂及び左膝前十字靭帯内側半月板断裂ということで診断名は聞いております。

この方につきましては、発生日時につきましては平成二十六年四月十四日（日曜日）午後九時三十分ごろでございます。この方につきましては、二十一時三十分ごろですけど、この方も消防操法訓練をやってみえまして、この方が二番員として練習をされてみえました。二番員と三番員と協力して、吸管伸長の練習を行っていたところ、左足の前で停止したところ、左膝内に違和感を覚えまして、痛みも増してきたため、翌日の十五日にひらまつ整形外科を受診し、損傷していることがわかった内容でございます。

これにつきましては、四月十四日でございますから、練習に立ち会って見えました副分団長さんから分団長さんのほうに御連絡があり、分団長さんから私どもに連絡が入ったということでございますけれども、分団長さんと本人にお話を聞いたところ、歩行に支障があるということで、すぐさま病院のほうに行っていただけのようにお願いいたしました。診ていただいたという形でございます。

これにつきましても、公務災害基金のほうに連絡をとりまして、公務災害になるかということを確認しましたところ、公務災害になるということで、公務災害補償のほうで支払わせていただきましたと思います。

この方につきましては、左の足なんですけれども、大垣市民病院のほうで手術をされまして、手術中は休業補償をいただきました。現在は会社のほうに勤務させていただいておりますけど、月に一回、今通院させていただいている状況でございます。

これが、今回二名の方が公務災害になられた内訳でございますけれども、このようなことがないように、センターも岐阜県消防学校の校長先生を消防本部のほうに来ていただきまして、各分団長・副分団長さんに集まっていたかしまして、訓練のあり方というところについて講和というのか、お話を承っております。このようなことがさらに起きないように努力はしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、情報公開個人情報保護事業の関係ですが、後者のほうで答弁を求めたいんですけれども、今回の内容ですが、その中には所得証明の添付が必要な申請時に、

役所が関係機関に問い合わせをして情報を取得できる所得証明の添付を省略できるというようなことがあるのかどうか確認したいと思います。

それから、先ほどメリットを非常に言われましたが、なりすましによる犯罪及びプライバシーの漏えい、個人情報がかたやすく監視できる、そのような内容についてはデメリットというふうに考えるわけですが、その点についての担当課の見解を求めたいと思います。

それから私立保育園の保育緊急確保事業ですが、そのまま保育士の賃金に反映するのか。また、私立と公立の保育士の賃金格差はどのような状況にあるのか、調べておられたら答えていただきたいというふうに思います。以上二点。

○議長（松永民夫君） 田中総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（田中信行君） 先ほどの件でございますが、最初の質問のほうですが、所得証明が要らないかどうかという意味ですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 水谷議員。

○十三番（水谷久美子君） 今回のシステム改修の委託料の中に、先ほど言いました所得証明の添付が省略できると、そういうようなことがあるのかどうかです。

○総務部総務課長（田中信行君） 今回の委託につきましても、個人情報がありますので、それをマイナンバー法に基づくような形で情報を整理するといったことをごさいますして、実際の中身については、そういったことはやりませんので、ということをごさいますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 水谷議員、今の答弁でよかったですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二回目の回数でよろしいですか。

○議長（松永民夫君） 今の総務課長の答弁で不足はなかったんですか、質問の中で。

○十三番（水谷久美子君） それを私が答えて、二回目の質疑として……。

○議長（松永民夫君） 二回目じゃなくて、今の質問に対して答弁があつたかという確認です。

○十三番（水谷久美子君） そうですね。今回の個人情報保護事業というのは、これまで出てきているわけですが、新たにそういうふうな事業も含むと私は思っておりますので、それではないということですので、了解しました。

○議長（松永民夫君） 野村健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの御質問でございますが、まず一点目、この交付金の支給の時期でございますが、十二月に一時金として賃金のほうで支払いをする予定でございます。

それから、二点目の公立と私立の保育士の賃金の格差を把握しているかという御質問でございますが、これまでもそういった調査をしておりますし、私立のほうのデータを持っておりませんのでわかりません。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 保健衛生費の予防接種事業の件ですが、肺炎球菌等予防接種ということはお聞きしましたが、その予防接

種の内容と人数がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（松永民夫君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの御質問でございますが、予防接種事業で今回補正としまして一千十八万八千円の補正をさせていただきます。

主な内容につきましては、節にありますように、事業費、役員費、委託料というような形になっておりますが、事業費につきましては、いわゆる接種事業の事務消耗品でございます。それから役員費につきましては、対象者の方にお知らせをする郵送代でございます。それからメールの十三の委託料でございますが、医師会のほうにお願いをします接種の委託料でございますが、この中には、今回予防接種法の改正に伴いまして、今、議員がおっしゃられました高齢者の肺炎球菌の関係と、あと水痘の関係がございます。お答えするのは、肺炎球菌の対象者の人数だけでよろしいでしょうか。

実はこれにつきましては、この十月から定期接種化されるというところで、当初は高齢者の予防接種、後期高齢者、広域でやっておりますあちらのほうで二分の一の補助があったわけでございますが、当初は十月から定期接種化されるということがまだ決まっておりますので、当初予算ベースには出しておりませんでした。今回十月から施行されるといふことで、人数を申ししますと、肺炎球菌につきましては、実際に対象者の方は千七百名ほど見えますんですが、既にこの九月までに任意接種で接種された方が見えますので、失礼しました。対象者が千九百六十一名なんです。既に任意接種で接種された方が見えますので、おおよそ対象者は千七百名でございます。それと、あと前年度の高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率で五十%を想定しまして、千七百名

の五十%ということでは八百五十名、そこから、あと任意接種の中で既に節目の年齢で受けてみえる方が五十名ほど見えますので、対象者は八百名ということでは今回予算計上をさせていただきます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 十五ページの商工費について、町長のほうにお伺いします。

プレミアム商品券ということで二百七十万、いつも大体一千万ほど組んでいたおるんですけれども、商工会といういろんな話も聞いていますけど、できればこのプレミアム商品券というのは、住民、また商工会員にとって、本当に一番重要な商品券じゃないかと思つています。

そうした中で、いつも補正予算で組むんじゃないかと、当初予算、二十七度からというんか、組んだり組まなかったりということじゃなくて、当初予算から、初めから予算を組んでいたおる、そして年間行事のほうにということの計画を立てたいということも商工会のほうから聞いています。ぜひとも、その件について、町長さんの意見を聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今回補正になつた経緯については、担当課長が先ほど長澤議員の御質問に答えたとおりでございます。

この要望、非常に強い要望もございましたし、いろいろな諸般の事情を鑑みて、補正という形で三千三百万円ほどのプレミアム商品券ということで出させていただきました。来年度においてもまたこういった要望も出てこようかというふうには思つておりま

すけれども、補助金の見直しの中でのことで、ことしは一応この事業は四年を経過したということで、当初予算には上げませんでしたけれども、ことしの景気等、いろんなことを鑑みまして、来年度については再考してみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 歳入の関係について伺いたいと思います。

まず、三点ほど、今回の補正予算処理で、総務関係で千五百万円、ちよつと多いんですけどカットになりました。これ、当初予算案からしてまだ三カ月か四カ月ぐらいしかたっていない時期に、一千五百万円のカットということは、何か原因があったんではないかということ、原因をお聞かせ願いたいという点と、それから繰入金については、基金の繰入金を一千三百七十万ばかりの金額を基金に戻すということであろうと思っておりますが、その中で、臨時の財政対策債、要するに借金ですね。借金をここで五千万改めてまた追加するというふうに伺いますが、その辺のところを具体的にもう少し説明願いたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中信行君） それでは、中村議員の御質問にと答えたいと思います。

まず、九ページの地方交付税の減額一千五百四十三万四千円でございますが、これにつきましては七月に普通交付税の算定が終了しました。それで、その算定の結果に基づきまして今回補正をさせていただいたということでございます。

それから、臨時財政対策債が五千万ふえたということでございますけれども、これにつきましても、普通交付税の算定によってこの金額、臨時財政対策債の発行可能額というのが、この普通交付税の算定の中で示されるといったことで、今回そういった金額が出てまいりましたので五千万増額させていただいたということでございますのでよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 説明で七月の最終予算の関係で、地方交付税はカットされた。だから財政特例債を入れて五千万認められるから五千万だと。私が言いたいののは、安易に借金をしているものではない。例えば一千五百万だったら一千五百万でいいんじゃないかというふうに簡単にはとれますけど、そうはいかないというふうに思いますけど、だからその辺のところを今回の補正で、要するに一千五百万プラス二千九百万弱の金額のものが減額し、そこにプラス二千百万円の、五千万ですので簡単に言えば、差し引きすれば二千四百万ですけど。それだけのことをやらなくてはならなかったこの補正について、本当に緊急で借金をしてまで必要であるのかなあとというふうに思われますので、再度総務課長、答弁をお願いします。

○議長（松永民夫君） 田中総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（田中信行君） 今回の補正につきましては、先ほど申し上げましたように、普通交付税の算定の中で計上をさせていただきます。また、臨時財政対策債につきましても、発行可能額というように形で、補正のほうにも限度額というように形で計上させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 総務課長は一生懸命答弁されますが、要は今回、今年度の当初予算で町債の関係、十億九千三百五十万、今回の補正を入れてですね。総予算の一割ぐらいが借金でやっておるといふ形になります。それはもう仕方ないかもしれませんが、収入が少ない分、仕方ないと言えればそれまでかもしませんが、やはりもう少し慎重に補正の何か組まれた、特に電気の関係は新会社にして安く見積もってやるんだということやられておりますが、そのためには一千百四十四万ぐらいでしたね。追加で金を見込んでいると。そういうものもやっぱりもう少しそれまでに十分調べをした中で、十分にやって、そして予算を組んだらいいんですけど、ただ先ほど新会社の関係については、るる伊藤課長から説明ありましたが、私もすっかりと頭の中に入れておりましたので申しわけないんですが、特に私は町民プールの関係なんかは非常に電気を使っていると思うんですね。あれなんかは深夜電力を使ってやっておると思いますが、あれは何でやというふうには受け取っておりますけど、それは答弁はよろしいけど、そういうようなことで、少なくとも借金を余りするとは言えませんが、必要なものは借金してでもやらなくちゃならないと思っております、当初予算の約一割が、養老町の本予算の一割が借金で賄っておりますということになります。

本当にこれは町民の方が聞いたら、何でそんなに要るんやというふうに思われるというふうには伺いますし、時たま話を聞きますと、そんなに借金してまで養老町はえらいんかという話が私の耳に入りますが、入ったときは、要るものは仕方ないということやっておりますけど、ただそれで済ませてしまつて、先ほど

総務課長も簡単に交付税でかかれたから特例債が認められるんだと。認められるのは結構ですよ。けど、それで簡単に五千万をばーっと組んでしまうというのは、いかにも大人げない策ではなかったかなというふうなことで、町長、ちょっと答弁、よかつたらお聞かせください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど総務課長が申しましたように、一応そういう形で組めるということでございますので、あくまで予算でございますし、もちろん町民の大切なお金でございますので、慎重に使うことはもちろんのことでございますけれども、一つの予算を組む中において、ここまでならできるといふような、一種の自治体等の予算の組み方というものもございまして、今回の補正については、国から示された金額をとということでございまして、私どもの使い道云々の姿勢ではございませんので、もちろん大切に使用させていただきたいというふうなことでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 副町長より補足答弁を行います。

○副町長（西脇正博君） 御無礼いたします。

この臨時財政対策債の問題につきましては、お手元の十九ページに地方債残高の一覧表が示されておるかと思っております。二十六年年度末の現在高の見込みが九十六億一千万ということで、臨時財政対策債の残高については、うちは五十一億円ということで、総額の約五十五％ぐらいになるのでしょうか。それぐらいの多額になるということや、御懸念のことだろうと思っております。

この臨時財政対策債の問題については、交付税の問題とセットのところやございまして、交付税が減額になるということのかわりに、そういう臨時財政対策債というものが創設されたというよう

うなことも聞いております。ですから、総額で考えていくということになるわけなんです。名前のとおり財政対策債、名前は財政なんです。借金でございますので、当然後年度にその元利償還金を返済していかなければならないということでございます。

ただ、その元利償還金については、交付税でまた算入をされてくるというようなメリットもあるわけでございますが、ただ公債費のほうにも影響が出てくるということで、どんどん借りられるから幾らでも借りればよいということになると、やっぱり財政に負担が生じてくるということも懸念をされますので、この運用に当たっては慎重に扱ってまいらなければならぬというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君）

八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君）

ちよっと一点について質問したいと思いません。

十五ページの農業振興費、元気な農業産地構造改革支援事業二百二十六万三千円得てありまして、これは一組織への農機具導入の補助金ということで、現在農業を取り巻く状況が本当に厳しいということ、今各地域でも、担い手、また営農組織等々で、中間農地管理機構等々で集積が進んでおります。

ということ、農業機械も大型化して、費用もかなり要るといふようなことで、ことしは特にこういった天候で米価も安い、収量も少ないというように厳しい中で、今後どのように、今、潜在的に要望があると思うんですけれども、その辺は全部が全部採択はできないというように、課長はどのように今現状を認識されて、この対応というんか、その考えをお答えいただきたいと

思っています。

○議長（松永民夫君）

川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君）

田中議員の御質問にお

答えをさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、池辺地区の大牧の営農組合への元気な農業産地構造改革支援事業による補助金ということで計上させていただいたわけでございます。

今、それぞれ町内にございます担い手となっております営農組合ですが、農機具をそれぞれ持ち、農業経営の規模拡大を図っておられるわけでございます。県のほうで、今ここに示してあります元気な農業産地構造改革支援事業という農業機械に対する補助金のメニューがございます。町といたしましては、この補助金を有効活用しながら、今後農業経営の安定に資していきたいというふうに考えておるわけでございます。

補正の内容につきましては、先ほど言いましたけれども、今回大牧の営農組合に補助をするというものでございます。

今後、補助金につきましては、県も予算の枠がございます。今回は追加要望調査ということで、岐阜県のほうから町村のほうに照合が参りました。その照合を受けまして、町内の集落営農組合等のほうにさらに照合をさせていただきまして、その中で、今回の要望があったということでございます。

その内容を、この元気な農業産地構造改革支援事業の実施要項に基づきまして内容等を精査し、合致するものであるということ、今回は申請をいたすものでございます。

今後につきましても、こういった補助金の制度を有効に活用して、この担い手となる法人も含めてでございますけれども、営農組合への支援をしていきたいというふうに考えております。以上

でござります。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時二十五分といたします。

（午前十一時 十二分 休憩）

（午前十一時二十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き会議を再開します。

○議長（松永民夫君） 日程第十七、議案第五十一号 平成二十六年

年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題とい

たします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十八、議案第五十二号 平成

二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）を議題とい

たします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十九、議案第五十三号 平成

二十六年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第五十四号 平成

二十六年年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を

議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、請願第一号 規制改

革案に関する請願書を議題とします。

この議題については、産業建設委員会に付託し、審査いただき

ました。

ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求め

ます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告をいたし

ます。

去る九月十二日午後二時十分より、委員並びに議長の出席のも

とに、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました規制改革案に関する請

願書の取り扱いについてであります。

審査での主な意見は、一つ、商工会からは、農協は商工会員が

厳しい中で商いをしているものにまで参入しているが、組織力の

ある農協には従わざるを得ないという声がある。

二つ目でございます。農協は、本来、農作物の購買に力を入れるべきであるが、地方の農協は金融等を切り離されるとやっつけなくなるなどが出され、慎重な審査を行い、採決の結果、挙手全員により採択すべきものと決定をいたしました。

以上、産業建設委員会に付託されました審査結果の報告といたします。以上です。

○議長（松永民夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
所属外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案に対する委員長の報告は、採択です。
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は午前十一時四十分といたします。

（午前十一時三十一分 休憩）

（午前十一時 四十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十二、発議第二号「手話言語法」の制定を求める意見書についてを議題とします。
ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いたします。

す。

○議事事務局書記（稲川諭実彦君） 「手話言語法」制定を求める

意見書に関する意見書の朗読をいたします。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体等の動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聞こえない人たちにとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

平成十八年十二月の国際連合総会で採択され、平成二十年に発効された障害者の権利に関する条約においては、手話は言語であると明記された。

我が国においては、条約の批准のため平成二十三年八月に障害者基本法が改正され、同法第三条で、全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。また、同法第二十二條では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境

整備に向けた法整備を国として実現する必要があると考える。
よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されることを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成二十六年九月十九日。岐阜県養老郡養老町議会議長 松永民夫。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（松永民夫君） この意見書は、議員全員からの発案です。で、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、休憩中に議長宛てに発議第三号として、規制改革案に関する意見書についての議案が議員発案により提出されました。

この議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認め、この議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局から日程及び議案を配付いたします。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第一、発議第三号 規制改革案に関する意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いたします。

す。

○議事事務局書記（稲川諭実彦君） 規制改革案に関する意見書を朗読いたします。

政府の規制改革会議は、自由民主党の改革案を踏まえ平成二十六年六月十三日に規制改革に関する第二次答申を安倍総理に答申した。このうち農業協同組合の見直しでは、単協が行う信用事業に関して、農林中央金庫等に信用事業を譲渡し、単協に農林中央金庫等の支店を置くか、または単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式の活用を推進を図るとしている。

単協が現在行っている信用事業で、窓口代理業務による手数料だけになった場合、JAの収益が低下することは明らかで、資金運用のメリットがなくなるため、地域の農業や暮らしをよくしようとする手だてがなくなる。

また、営農の事業水準を維持（施設の改築・改修・維持）するために、費用の不足分を購買・販売手数料、さらにはカントリーなどの利用料を高くして補填するような動きが出たら本末転倒である。

今後、この答申が政府の決定として断行されれば、前述のほか各生産者部会や女性部活動の支援、中山間地域で生活する老人へ

の食糧供給支援等、組合員はもちろんこと、地域住民への営農や生活に関するサービスの低下につながり、農業・農村に多大な影響を与えることとなる。

また、組合員のあり方について、農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用については、一定のルールを導入する方向で検討するとしている。

単協の経営は、減少する正組合員の利用を増加する准組合員で補っていることから、准組合員の利用を制限することは単協の経営規模縮小につながり、農業・農村に多大な影響を与えることになる。

よって、政府においては、農業振興並びに農村社会を含めた地域の活性を維持するため、下記事項の実現を強く求める。

一、単協が営む信用事業の農林中央金庫等への移行については、単協みずから判断できる制度とすること。

二、准組合員の事業利用に制限を設けないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年九月十九日。岐阜県養老郡養老町議会議長 松永民夫。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（松永民夫君） この意見書は、議員全員からの発案です。で、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定い

たしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第三回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第三回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究につ

いて、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査については、議会閉会中も継続して調査・研究することにはいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十六年第三回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十一時五十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成二十六年九月十九日

議長 松永民夫君

議員 長澤龍夫

議員 大橋三男